

退職積立預金規定

1. (商品の内容)

- (1) 退職積立預金は期間 1 年の定期積金と期間 3 年の積立式定期預金の複合商品となります。
- (2) 定期積金の満期日における給付契約金(税相当額を除く)は、自動的に期間 3 年の積立式定期預金へ組入れします。
なお、次年の定期積金契約日は給料日とし、引取り入金後契約成立します。
- (3) 積立式定期預金は満期日に自動的に期間 3 年の積立式定期預金として継続し、以後も同様とします。
- (4) 前記(2)、(3)の組入れおよび継続等の手続は特に申出のない限り内部手続だけで処理します。
- (5) 定期積金の掛金額の変更は、定期積金の中途解約となり、解約金は期間 3 年の積立式定期預金に組入れします。その上で申出の翌月以降の給料からの引取りにより新たな定期積金の開始となります。

2. (掛金の払込)

この定期積金は給料支給日に引取りにより掛金を払込します。

3. (給付契約金および預金の支払)

- (1) この定期積金は満期日以後に給付契約金を支払いします。
- (2) この積立式定期預金は満期日以後に利息とともに支払います。ただし、一部について解約する場合は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ証書とともに当組合に提出してください。

4. (給付補てん金等の計算)

- (1) この定期積金の給付補てん金は、契約明細記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 当組合がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する時は、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算します。
- (3) この計算の単位は 1 円とします。

5. (積立式定期預金の利息)

- (1) この積立式定期預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数および当組合の定める利率によって計算し、満期日以後に支払います。
- (2) この利息の支払いは、満期日以後に元金に組入れて継続します。
- (3) 当組合がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、その利息は預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6 カ月未満
解約日における普通預金利率
 - ② 6 カ月以上 1 年未満
当組合が定める該当預金利率×50%
 - ③ 1 年以上 3 年未満
当組合が定める該当預金利率×70%
- (4) この預金の付利単位は 1 円とします。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当組合はこの取引預金の積立式定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前記(1)による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、担保預金の合計額 90%(千円未満は切捨てます。)300 万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 前記(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。)は、貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記 8.(1)①の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引の積立式定期預金があるときは、後記(2)の順序に従い、その合計額について 300 万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記 8.(1)①の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるこの預金为数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順に担保とします。
- (3) ①貸越金の担保となっているこの預金について解約または(仮)差押があった場合には、前記(2)により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押に係る預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
 - ② 前記①の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を1円とし、毎年2月と8月の当組合所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A 積立式定期預金を貸越金の担保とする場合その積立明細ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
 - B 定期積金を貸越金の担保とする場合その定期積金ごとにその約定利回りに年0.50%を加えた利率
- ② 前記①の組入れにより極度額をこえる場合には、当組合からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この預金の全額の解約により、担保残高が零となった場合には、前記①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当組合が定めた日からとします。
- (3) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年15.00%（年365日の日割計算）とします。

9. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) この証書や印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に提出してください。この届出の前に生じた損害について当組合は責任を負いません。
- (2) この証書を失った場合の証書の再発行はしません。
- (3) この証書を失った場合の証書の給付契約金等の支払い、または印章を失った場合の給付契約金等の支払いは、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間を置き、また保証人を求めることがあります。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当組合に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

11. (印鑑照合)

この証書または払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害につきましては、当組合は責任を負いません。

12. (盗難証書による払戻し等)

- (1) 盗取された証書を用いて行われた不正な払戻し（以下「当該払戻し」といいます。）については、次の①から③のすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
 - ② 当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前記(1)にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(1)から(2)の規定は、前記(1)にかかる当組合への通知が、この証書が盗取された日（証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な預金払戻しが行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

イ. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

ウ. 預金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当組合が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当組合が前記(2)の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当組合が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

13. (譲渡質入れの禁止)

(1) この退職積立預金および証書は譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当組合がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合は、当組合所定の書式により行います。

14. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記 15. (3) のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

15. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書とともに提出してください。

(2) 債権保全の必要があるとき、その他当組合が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が前記9. (1) に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤ 前記①から④までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合から確認の要請に応じない場合

⑥ 前記(1) から(3) までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合

(4) 前記(3) のほか、次の①から③までの一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

オ. その他前各号に準ずる行為

16. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着したときまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。
- (2) 相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書に届出印の印章により記名押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについての別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、解約等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、解約等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が経過した場合、預入、解約等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前記(1)から(3)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

19. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
- (2) 前記(1)によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前記(2)による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(2022年4月1日)